平成２１年（フ）第１８５７７号
茨城県水戸市東赤塚4345―３―５―２
債務者　館　　静江
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５７８号
東京都葛飾区東堀切２丁目13―19―304
債務者　早坂咲都美
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６１１号
東京都町田市三輪町453―106、住民票上の住所神奈川県川崎市宮前区菅生ヶ丘36―４
債務者　飯島　　勲
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６１２号
東京都町田市三輪町453―106、住民票上の住所神奈川県川崎市宮前区菅生ヶ丘36―４
債務者　飯島　太子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６１６号
埼玉県川口市中青木４丁目22―10―203
債務者　山澄　荘藏
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６２４号
東京都調布市菊野台３丁目20―43　ジュネスコートＫ208
債務者　秋保佐永子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６２５号
東京都台東区浅草６―30―10―202、住民票上の住所東京都台東区浅草４丁目10―５―303
債務者　向山　勝明
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６２６号
東京都町田市真光寺３丁目30―24
債務者　加藤　一恵（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６２９号
東京都台東区日本堤１丁目18―７―403
債務者　日沢　光彦
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６３０号
千葉県市川市宝１丁目６―１―101
債務者　渡部　春美（旧姓村島）
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６３１号
東京都世田谷区用賀４丁目34―12―425
債務者　曾原　美恵
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６３２号
東京都葛飾区高砂１丁目25―23―313
債務者　羽賀　眞美
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６３３号
東京都福生市大字熊川1106―１―201
債務者　丸山　　喬
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６３４号
東京都福生市牛浜145―14
債務者　坂本　　駿
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６３８号
東京都練馬区南田中４丁目７―７―202
債務者　吉岡　大介
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６３９号
埼玉県さいたま市北区別所町74―２―Ｂ―202
債務者　荒井　和弘
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部